

公園樹木維持管理指針改定案

(取り組み方針編)



はじめに



公園の緑は、まちの環境改善、良好な景観形成、防災性の向上、コミュニティの形成などに重要な役割を担っています。足立区では、「公園樹木維持管理指針（平成22年3月）」、「第三次足立区緑の基本計画（令和2年12月）」に基づき、公園の緑の量と質の向上を目指した樹木の植栽、維持管理を進めてきました。これらの取り組みにより、公園の緑の量は着実に増加しています。緑に囲まれた身近な公園は、休息、健康づくり、外遊びの場など、区民が交流する場として、重要な存在となっています。

魅力のある緑を実感できるまちづくりに向け、公園の緑が担う役割はこれまで以上に重要性を増しています。一方で、樹木が大きくなったことで生じる様々な課題も顕在化しています。

本指針は、緑の基本計画などと整合を図りつつ、公園周辺のまちづくりや街路樹との連携の視点も取り入れ、安全確保を前提に、大きく健全な樹木を育て、公園の魅力向上につながる緑づくりに取り組むために策定するものです。

今後、緑の基本計画の見直しや改定があった際には、その内容を踏まえ、必要に応じて本指針も見直しを行います。

公園樹木維持管理指針の位置付け

上位計画

第三次足立区緑の基本計画

(令和2年12月)

計画目標2 魅力ある緑を実感できるまちづくりの推進

施策I-2「歩きたくなる」水と緑のネットワークの構築
方向性(2) 快適な歩行空間を形成する街路樹の育成

施策II-3 公園の魅力向上と持続可能な管理
方向性(3) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

街路樹維持管理指針

安全面の確保と良好な景観形成の両立を目指し、街路樹のあり方を示す。

公園樹木維持管理指針

公園における緑の量と質の充実を目指し、樹木等の配置と維持管理のあり方を示す。

道路と公園の
隣接部の維持管理で連携



街路樹
(電大通り：街路樹維持管理指針掲載)

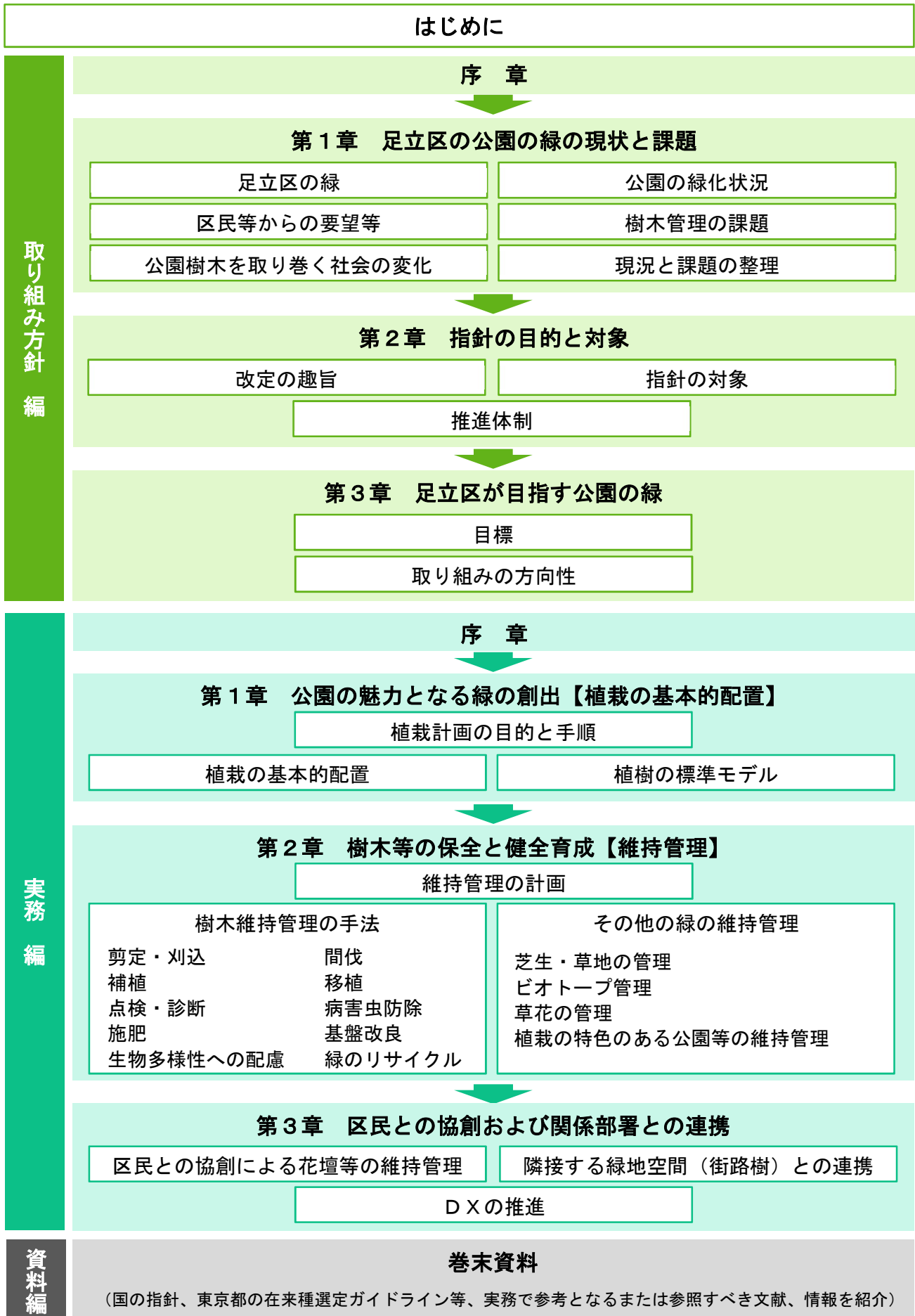


公園樹木
(しょうぶ沼公園)



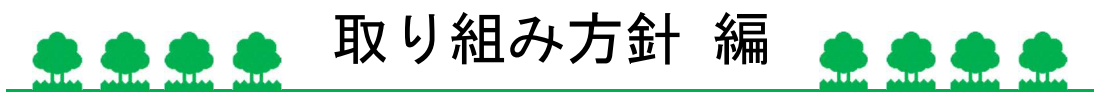
公園と街路樹が一体となって
豊かな緑を形成している例
(元淵江公園：足立区景観計画掲載)

指針全体構成図





取り組み方針 編	1
序章	2
1 樹木・樹林の効果	3
2 草地の効果	4
3 花壇の効果	4
第1章 足立区の公園の緑の現状と課題	5
1 足立区の緑	5
2 公園の緑化状況	5
3 区民等からの要望等	8
4 樹木管理の課題	8
5 公園樹木を取り巻く社会の変化	10
6 現況と課題の整理	12
第2章 指針の目的と対象	13
1 改定の趣旨	13
2 指針の対象	13
3 推進体制	14
第3章 足立区が目指す公園の緑	15
1 目標	15
2 取り組みの方向性	18



取り組み方針 編

本編では、樹木を中心とする公園の緑の現状や課題を整理し、足立区が目指す公園の緑とその実現に向けた取り組みの方向性を示します。

序 章

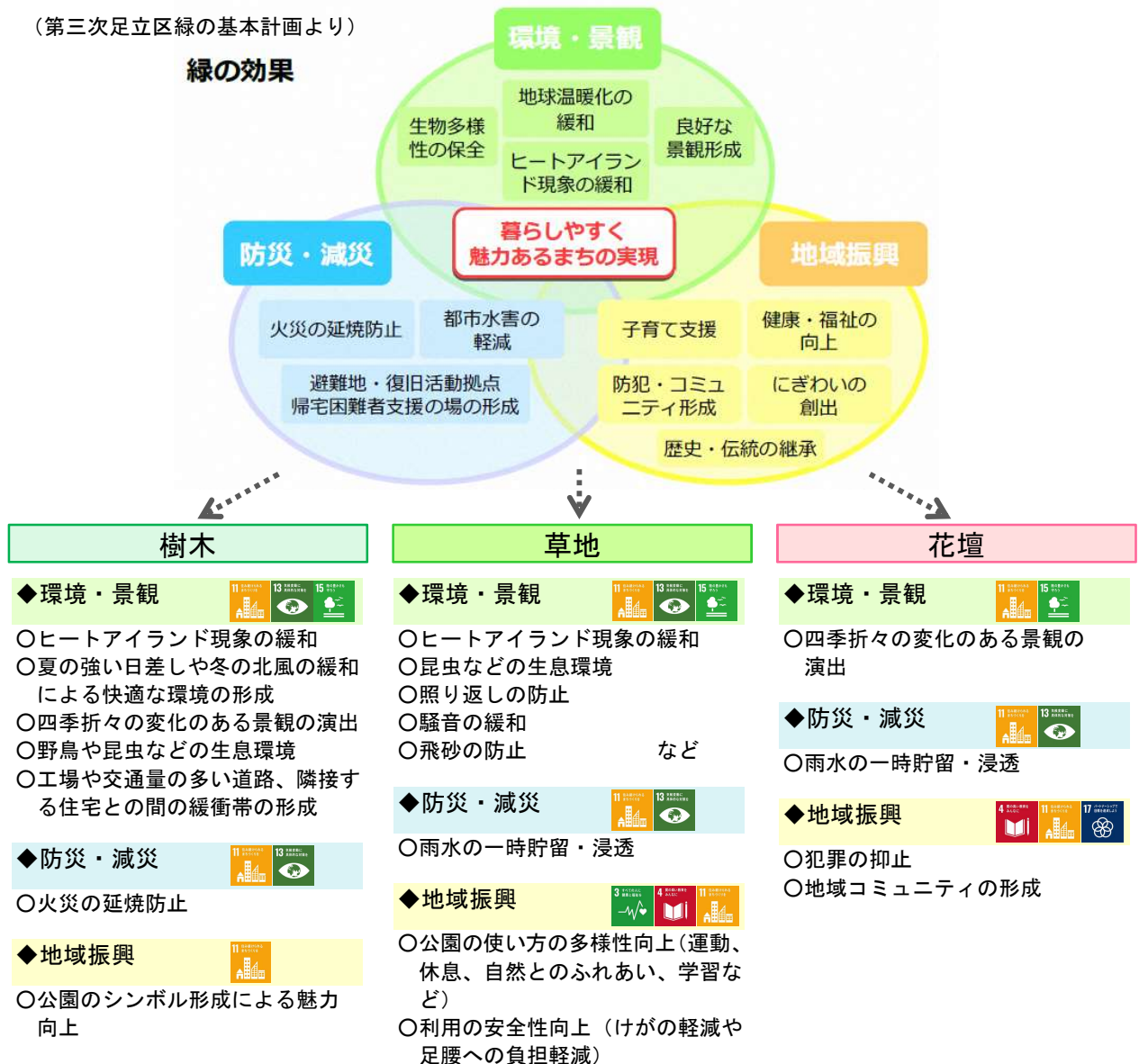
公園等を含む身近な緑は、人が自然と共生し、心豊かに生活するための「環境・景観」を整える役割、私たちの安全な毎日を支える「防災・減災」の役割、コミュニティの形成や賑わいの創出などを通じてそこに暮らす人々や地域を活気づける「地域振興」の役割を果たしています。

公園の緑を構成する樹木は、主に暑さの緩和や生物多様性の保全、景観の形成、火災の延焼防止など、地域の環境をより良くする役割を果たしています。また、草地は公園の使い方の多様性や安全性の向上、花壇は地域のコミュニティ形成などの役割を担っています。

公園の緑が担う多様な役割を活かし、暮らしやすく魅力のあるまちを実現していくため、公園樹木維持管理指針を改定し、緑の量と質の更なる向上を図ってまいります。



(第三次足立区緑の基本計画より)



1 樹木・樹林の効果

大きく育った樹木の枝や葉は緑陰と葉からの蒸散作用により、夏の日差しを和らげ、地表面の温度上昇を抑えることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。また、新緑、紅葉・黄葉、花、実などが季節感やうるおいをもたらし、野鳥や昆虫などの生き物を呼びます。敷地境界部の樹木は緩衝帯としての役割も担うとともに、火災の熱を吸収・低減し、延焼を防ぐ働きもあります。

さらに、区の木であるサクラなど、年月を経て地域とともに育まれてきた愛着のある樹木は、地域資源・観光資源としての賑わい創出、まちのシンボルとしての役割が期待できます。



写真 緑陰をつくる樹木（保木間公園）



写真 緩衝帯となっている外周植栽（平野公園）



写真 火災発生時に焼け止まりとなった公園（阪神淡路大震災）

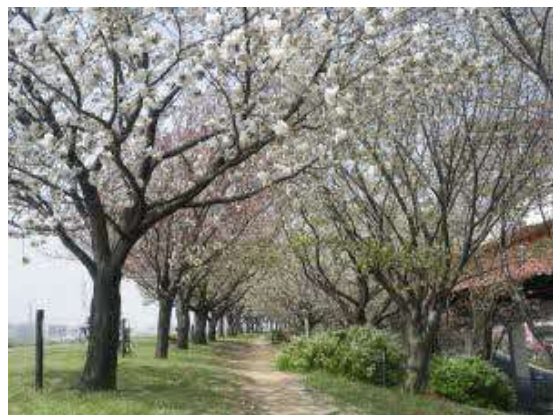


写真 桜づつみ（あだち五色桜の散歩みち）

2 草地の効果

草地には、蒸散作用により地表面の温度上昇を抑えヒートアイランド現象を緩和する働きが期待されます。この他にも照り返しの防止、空気の浄化、騒音の緩和、飛砂の防止などの環境に関わる多くの効果が得られます。

また、鳥や虫などの生き物の生息場所として生物多様性にも貢献するとともに、雨水の貯留・浸透による浸水被害軽減の効果もあります。

さらに、表面の柔らかい草地には、転倒しても怪我を軽く抑える効果があります。このため、子どもたちが安心してのびのびと遊べることや、自然とのふれあいを通じた遊びの場・学習の場としても利用できます。また、足首や膝、腰にかかる衝撃が舗装面に比べて小さいことから、高齢者も安心して運動などに利用することができます。



写真 ベルモント公園



写真 西新井さかえ公園

3 花壇の効果

花壇には、花の美しさを楽しんでもらい、草花の観賞を通じて区民の皆さまに楽しみや季節感、親しみを与える役割があります。また、雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと浸透させることで都市型水害を軽減する働きもあります。

区では、「美しいまち」を印象付けることで犯罪の抑止を目指す「ビューティフル・ウィンドウズ」運動の一環として、花で彩るまちづくりを進めています。あわせて、外に出て花の手入れをすることで、子どもの見守りや交流のきっかけとなることも期待しています。



写真 江北北部緑道公園の花壇のチューリップ



写真 花壇での自主管理活動（葛西用水親水水路）

第1章 足立区の公園の緑の現状と課題

1 足立区の緑

第六次足立区緑の実態調査によると、公園の緑被地（樹木被覆地、草地、農地）は約222haで、区内の緑被地（909ha）の約24%を占めています（平成29年度時点）。

公園樹木維持管理指針策定前の平成21年度と、直近の調査結果である平成29年度を比較すると、公園箇所数の増加と樹木の生長により、公園の緑被地は、約18ha増加しています。

表 公園全体の緑

	平成21年度	平成29年度	増減
公園数（箇所）	480	500	20
公園面積（ha）	304.8	326.3	21.5
緑被地（ha）	203.7	221.6	17.9
樹木被覆地	106.0	119.5	13.5
草地	97.2	101.5	4.3
農地	0.5	0.5	0.1

※ 面積は小数第2位を四捨五入して記載しているため、内訳の合計、増減が表記と一致しない場合がある。

出典）平成29年度「第六次足立区緑の実態調査」

2 公園の緑化状況

（1）公園の緑

公園等の平均緑被率は、65.0%で、平均樹木被覆地率は、50.3%です。内訳は下記のとおりで、特に河川敷は治水上厳しい制限があるため、ほとんど草地となっています。また、整備から年数を経っていない公園は樹木が十分生長しておらず、樹木被覆地率は低い状況です。

表 公園ごとの緑被率・樹木被覆地率の平均（平成29年度時点）

	区立公園	児童遊園	河川敷	都立公園	全体
箇所数	336	153	8	3	500
緑被率平均（%）	66.7	60.0	73.4	70.8	65.0
樹木被覆地率平均（%）	51.6	49.9	8.7	41.4	50.3

出典）平成29年度「第六次足立区緑の実態調査」

(2) 緑化基準の達成状況

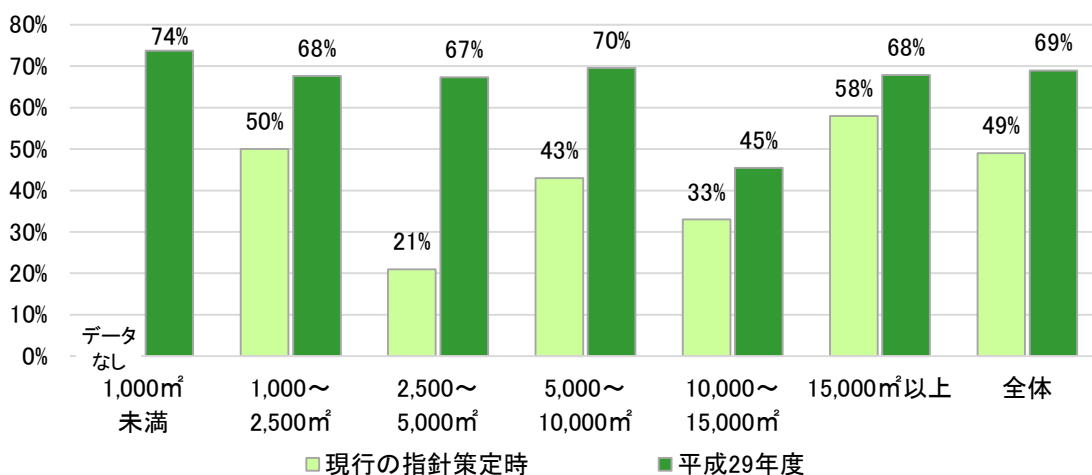
「足立区緑の保護育成条例」によって、公園の緑化基準は右表のように定められています。

表 公園の緑化基準

	樹木被覆率
公園	45%以上
緑地	60%以上
児童遊園	30%以上

平成29年度時点で基準を上回った公園は、全体で69%です。公園樹木維持管理指針策定時の49%から、20ポイント上昇しています。

公園の規模別に見ると、10,000～15,000㎡の公園において、基準値を上回った公園の割合がやや低くなっています。これは、野球場や大きな広場が設けられているなど、公園の用途に応じた整備がなされているためです。



※ 河川敷は、条例により「緑化基準の樹木被覆率を緑被率に読み替えることができる」とされているため、緑被率で達成状況を評価

図 公園規模別 緑化基準の達成率

出典) 平成29年度「第六次足立区緑の実態調査」及び平成16年度「第四次足立区緑の実態調査」

表 緑化基準達成状況と公園数 (平成29年度)

公園規模	公園数 (箇所)			基準値達成率
	基準値未満	基準値以上	総数	
1,000㎡未満	41	115	156	73.7%
1,000～2,500㎡	53	111	164	67.7%
2,500～5,000㎡	31	64	95	67.4%
5,000～10,000㎡	14	32	46	69.6%
10,000～15,000㎡	6	5	11	45.5%
15,000㎡以上	9	19	28	67.9%
総計	154	346	500	69.2%

出典) 平成29年度「第六次足立区緑の実態調査」

3 区民等からの要望等

平成28年度から令和4年度半ばまでの約6年半の間に区民等から寄せられた公園に関する要望の総数は4,380件で、このうち樹木など公園の緑に関するものは1,021件(23%)を占めています。

公園の緑に関する要望等の内訳を見ると、剪定に関することが約40%で最も多く、次いで、樹木に集まる鳥の鳴き声やフン、ハチや害虫に関する事(約16%)、落ち葉に関する事(約14%)、草刈り要望に関する事(13%)となっています。

剪定について、さらに詳細を見ていくと、越境した枝、電線や街灯、標識などの支障となっている樹木、低木の剪定に関する要望が多く寄せられています。また、落ち葉対策として剪定を希望する要望も見られます。

要望に対応するため、夏などの適期以外の剪定や、樹形を悪くしてしまう強い剪定を実施せざるを得ないケースも生じています。

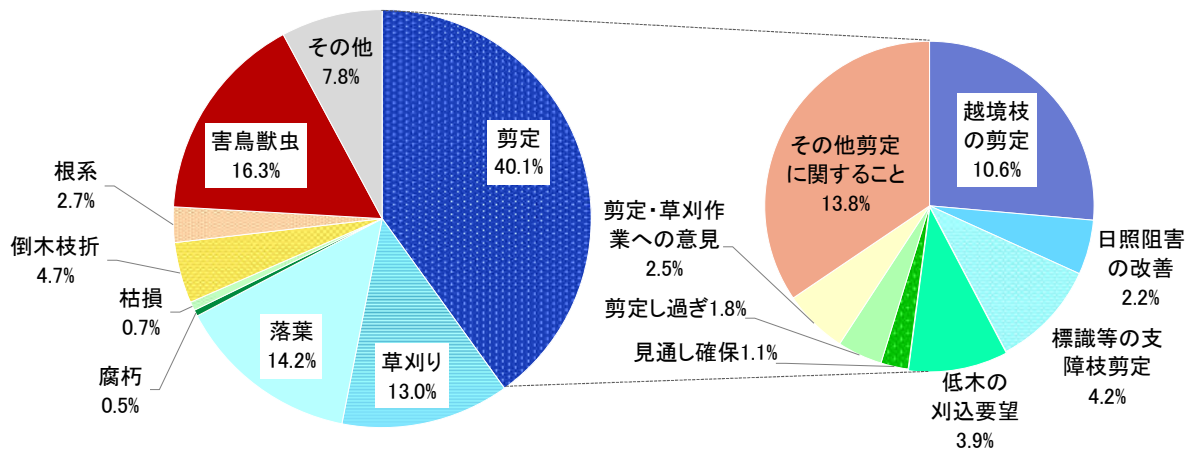


図 区民からの要望内容 (総数 1,021件)

4 樹木管理の課題

(1) 樹木の生長と環境変化による倒伏や落枝のリスク増大

公園外周部の樹木が大木化することで、今後、強剪定の影響による切り口からの腐朽が原因で、倒伏や落枝の発生が増える恐れがあります。

また、気候変動による台風の強大化で、強風による倒伏、枝折れの被害が増えることも懸念されます。

利用者や隣接地の安全を確保するため、倒伏や落枝を防ぐための点検や樹木診断がこれまで以上に必要になります。



写真 台風により根元から倒れた樹木の例

(2) 病害虫の発生

近年の気候変動や外来種の侵入などを背景とする病虫害の発生に対し、適切な対策を行う必要性も高まっています。

例えば、サクラやウメなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が木の内部を食べて枯らしてしまうクビアカツヤカミキリ（特定外来生物）による被害が、足立区を含め都内で広がっています。

また、在来種のカシノナガキクイムシ（通称「カシナガ」）が原因となるナラ枯れも問題となっています。区内にはクヌギやコナラなどの雑木林の植栽をした公園があり、定期的な伐採などにより萌芽更新が行われず、樹木が大径化したことで、カシナガが繁殖しやすい環境が増えたことが一因と考えられています。

安全対策の面からも病虫害の発生による樹勢の衰えは、倒木、幹折れなどを引き起こす要因となりますので、病虫害対策を適切に講じることが大切です。

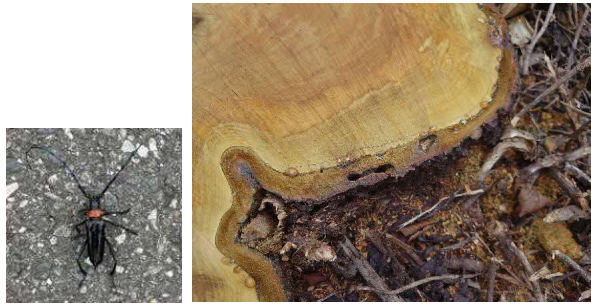


写真 クビアカツヤカミキリ(体長25mmから40mm)とその被害例



写真 カシナガ(体長4.5~5.0mm)とナラ枯れの被害例

(3) 生物多様性の保全

区内40地区における野鳥モニターによる野鳥調査では、令和3年度に70種が確認されています。また、区内で見つけた生きものを撮影・投稿するイベントでは、令和4年春に1,013種、夏に1,731種、令和5年春に1,647種の生きものが確認されました。

公園、緑地、親水水路の緑は、これらの生きものの生息・生育する場所として重要であり、エコロジカルネットワークを形成するうえでも、大きな役割を果たしています。

生きものの貴重なすみかである公園の緑の維持管理においても、生物多様性への配慮が必要です。



写真 イベントで確認された東京都レッドリスト絶滅危惧種(ヒクイナ(左)/トウキョウダルマガエル(右))

5 公園樹木を取り巻く社会の変化

(1) 樹木点検・診断に関する国の指針

昭和30年代から平成初期にかけて整備された公園樹木が大径木化となり、強剪定が原因で樹勢の衰えによる倒木や落枝による重大な事故等の発生リスクが高まることが懸念されていることを背景に、国は「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（国土交通省 平成29年9月）を策定しました。

事故等を未然に防止し、公園利用者の安全を確保するため、樹木の点検・診断を定期的かつ適切に行い、必要な措置を講じていくことが大切です。

(2) 区の上位計画等の策定

上位計画である緑の基本計画が示す方向性に沿って公園の魅力向上につながる樹木、植栽の管理に努めること。新たに策定した街路樹維持管理指針と連携して植栽の整備、維持管理を進める必要があります。

ア 第三次足立区緑の基本計画（令和2年12月策定）

(ア) 樹木の適正な維持管理に加え、四季を通じて花を楽しめるような植栽の更新・維持管理

(イ) 区の花 チューリップの活用や区の木 サクラの保護・継承

(ウ) 維持管理により発生する落葉や剪定枝のリサイクルの推進

イ 街路樹維持管理指針（令和5年3月策定）

(ア) 公園など沿道の緑や周辺のまちづくりの視点も取り入れ、より快適な歩行空間を形成する道路の緑づくりに取り組むために策定。

(イ) 今後の取り組みとして、公園外周部と道路を一体利用できるような整備、除草や剪定時期を合わせることなどによる一体的な維持管理を位置付けています。



写真 区の木 サクラが魅力的な公園



写真 公園外周部と道路が一体利用できる公園

(3) DXの推進

DX¹⁾の進展を背景に、行政においてもあらゆる政策領域において、デジタル技術を活用した課題解決、新たな価値創出が進められています。

国土交通省が令和4年10月に公表した「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」では、デジタル技術やデータを活用し公園管理者が業務効率化を図り、利用者サービスの向上等を図ることで、公園のポテンシャルを一層発揮させる公園DXが、今後、注力すべき政策の一つであるとしています。

その取り組みの方向性の一つとして、公園の利用や、植栽管理、施設管理等に関わるデータをデジタル化、オープンデータ化し、エビデンスに基づいた整備・管理運営に応用することが必要であるとしています。



図 適切な維持管理を行うための取組「パークモニタリングシステム」

出典) 東京都

¹⁾ データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（経済産業省「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」より）

6 現況と課題の整理

公園が担う緑の役割、公園の緑の現状と課題を踏まえ、特に次のポイントに留意して公園樹木維持管理指針の改定を進めます。

現状と課題		指針改定に当たっての検討事項
現状と課題	公園の緑量増加に伴う問題発生 (落ち葉や枝の越境など公園周辺への影響、明るさや見通しの悪化など)	①剪定等を計画的に行うための考え方の再整理
	特色ある公園づくりに伴う緑化の多様化	
	公園外周部の樹木が大木になることによる剪定費の増大	②安全確保に向けた点検・評価の位置づけ
	剪定に関する多数の要望 (越境枝、電線や街灯の支障枝、低木、落ち葉対策としての剪定等)	
樹木管理の課題	大木への強剪定等により切り口が腐朽し、倒木や折れ枝のリスクが増大	③公園の緑に求められる役割を踏まえた植栽配置の考え方の整理
	気候変動や外来種の侵入などを背景とした病害虫の発生	
	生物多様性の保全	④植栽管理に関わる情報のデジタル化の取組の検討
社会の変化	公園樹木の点検・診断に関する指針(案)の公表(国土交通省)	⑤生物多様性への配慮
	公園の魅力向上につながる樹木、植栽の管理	
	隣接する道路の植栽管理との連携	⑥植栽管理に関わる情報のDXの取組の検討
	公園管理におけるデジタル化の推進	

第2章 指針の目的と対象

1 改定の趣旨

区では、公園を含めた緑をとりまく現況に対応しながら、健全な樹木の育成、緑の質の向上を図るため、平成22年3月に「公園樹木維持管理指針」を策定しました。

この指針に基づき、地域の貴重な共有財産として樹木を残す努力をすること、望ましい公園の緑のあり方（標準モデル）を目標に長期的視野に立って優先順位をつけて樹木の更新を実施することを念頭に置いて、公園の整備、維持管理を行ってきました。こうした、指針に沿った公園新設時の植栽、維持管理の取り組みを進め、公園の緑は指針策定前と比較して約1.8ha増加しています。

この間、地球温暖化や地球規模の環境問題が更に深刻化し、二酸化炭素の吸収、生物多様性向上、土砂災害の軽減など、緑が担う役割はこれまで以上に重要性を増しています。

一方で、「落ち葉」、「害虫」、「鳥害」、「視認性の阻害」等の苦情や防犯上の不安、気候変動による風水害の激甚化・頻発化に伴う倒木、枝折れなどの増加への懸念が生じており、利用者の安全確保を前提として樹木の保全と育成を適切に進める必要性がこれまで以上に高まっています。

また、令和5年3月に街路樹維持管理指針を策定し、公園外周部の緑と街路樹が連携することで、安全で快適な道路空間の確保、良好な景観形成、維持管理の効率化につなげていくこととしています。

このような背景を受けて、時代変化に対応しうる樹木の適正な維持管理による「緑の量と質の充実」を図ることを目的とし、「公園樹木維持管理指針」を改定するものです。

2 指針の対象

本指針は、区が管理する公園、児童遊園、緑地、プチテラスの「樹木」と「草地や花壇などその他の緑」を対象とします。



写真 指針の対象となる、公園、児童遊園、緑地、プチテラス

3 推進体制

第1章で整理した課題に対応し、公園を安全で快適に利用するための維持管理を適切に進めるため、次章「足立区が目指す公園の緑」で目標と取り組みの方向性を示します。

具体的な手法は、実務編に記載し、公園の整備、維持管理に関わる部署をはじめ、公園の指定管理者、剪定等の植栽管理を担う委託業者が本指針を共有し、公園における緑の維持管理計画や公園の新設・改良時に反映することで、緑の量と質の向上に向けて取り組んでいきます。

また、公園に隣接する道路や施設の管理に関わる部署やまちづくりに関わる部署とも連携して取り組みます。

取り組み方針編は、緑の基本計画の見直しや改定があった際に必要に応じて見直しを行います。実務編は、緑の基本計画の年度ごとのP D C A²⁾や法令等の改正のつど、追記や更新を行っていきます。

本方針はホームページなどに公開し、住民の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、協働・協創して緑を育てていくための手引きとして活用していきます。

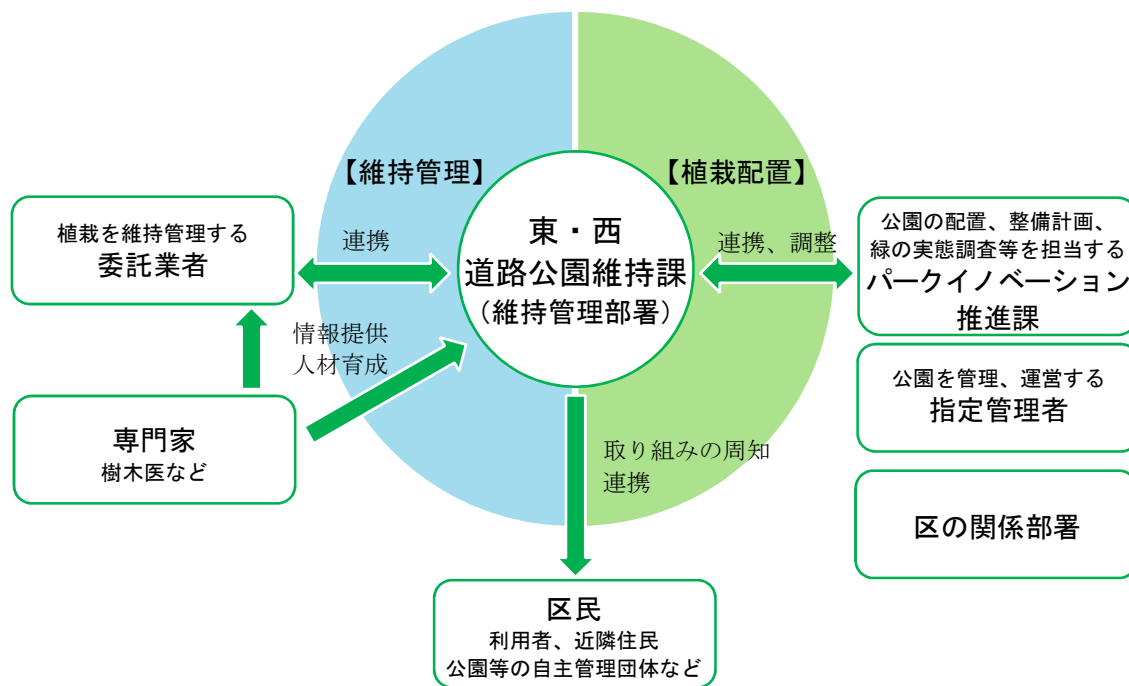


図 推進体制のイメージ

²⁾ P L A N (計画)→D O (実行)→C H E C K (評価)→A C T I O N (改善)を繰り返すことで、取り組みの改善を継続し、よりよいものにしていく進行管理の考え方。「第三次足立区緑の基本計画」P 1 7に記載。

第3章 足立区が目指す公園の緑

本章では、公園樹木の維持管理の全体の目標と具体的な取り組み目標を定め、それを達成するための取り組みの方向性を示します。

1 目標

緑の基本計画の計画目標2「魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進」の一環として、公園の魅力向上と持続可能な管理の両立を図り、区民の貴重な財産として緑を持続的に守り育てることで、公園の緑の量と質を充実させていくことを目標とします。

目 標 (案)

(第三次足立区緑の基本計画より)

公園の魅力である緑の量と質の充実 ～区民の貴重な財産として緑を持続的に守り育てる～



【取り組み目標】

(1) 緑の量を増やす

- ア 周辺環境と調和し、視認性・安全性が保たれ、生活環境が豊かになる緑の計画
- イ 公園やまちのシンボルとなる緑の創出・育成と落ち葉対策
- ウ 既存樹木の保全

(2) 公園の魅力となる質の高い緑の充実

- ア 四季を通じて花を楽しめる公園づくり
- イ 区の花、区の木の利用・保全
- ウ 生物多様性に配慮した緑化（在来種の活用など）

(1) 緑の量を増やす【取り組み目標1】

ア 周辺環境と調和し、視認性・安全性が保たれ、生活環境が豊かになる緑の計画

公園のコンセプト、公園と隣接地の関係性を踏まえ、公園の各々の場所における望ましい植栽配置を計画し、豊かな緑を育てます。

<場所に応じた植栽の役割と配慮事項の例>

外周部：飛び出し防止、公園内を見渡せるように視認性を配慮、隣接地との緩衝帯、街並み景観の向上、街路樹との連携など

公園内部：ユニバーサルデザインへの配慮、植栽による死角を作らない配慮、整備目的や利用形態等それぞれの空間の特色に適した植栽配置

施設周囲：目隠し、風よけ、仕切り、立入防止など対象となる施設の種類に応じて求められる機能を考慮した植栽配置

イ 公園やまちのシンボルとなる緑の創出・育成と落ち葉対策

シンボルツリーや並木、花など、公園を特色づける緑、まちのシンボルとなるような緑を創出します。

また、まちの景観資源として区民に広く親しまれている公園の豊かな緑を適切に管理し、継承します。

あわせて、落ち葉対策として、枝抜き等の剪定や清掃を行います。



写真 青和ばら公園



写真 毛長公園（文教大学北側）

ウ 既存樹木（大木）の保全

地域や利用者に見守られ育まれてきた既存の樹木（大木）を、利用者の安全に配慮しながら健全な状態で維持し、区民の貴重な緑の財産として保全、継承します。



写真 大きな樹木に囲まれた公園（あいぐみ緑地公園）

(2) 公園の魅力となる質の高い緑の充実【取り組み目標2】

ア 四季を通じて花を楽しめる公園づくり

区内の各公園で、春・夏・秋・冬を通じて花を楽しめるように、花の見頃を考慮しながら、植栽の計画、維持管理を行います。



イ 区の花や木の活用・保全

区の花・チューリップ、区の木・サクラを公園の魅力の一つとして、公園の植栽に活用していきます。また、区内に植樹されているソメイヨシノや里帰り桜（五色桜）は寿命が短い品種も多いため、特性を理解した維持管理を行い、保全していきます。



写真 荒川河川敷虹の広場



写真 都市農業公園の五色桜

ウ 生物多様性に配慮した緑化（在来種の活用など）

公園のみどりが、街路樹や周辺の緑と連携するエコロジカルネットワークを形成し、地域本来の生物多様性の向上につながるよう、在来種を活用した植栽、生物の生息・生育環境を形成している樹木・樹林、草地の保全に配慮した維持管理を進めます。



写真 佐野いこいの森緑地



写真 桑袋ビオトープ公園

3
章
取
組
み
方
針
編

2 取り組みの方向性

目標の達成に向け、樹木等の保全と健全育成を進めていくため、以下のとおり、2つの取り組みの方向性を示します。取り組みの具体的な手法は、実務編に記載します。

(1) 樹木の健全育成

公園利用者の安全を前提に、樹木を健全に育てていくことを方針として、植栽を管理する委託事業者や専門家と連携し、日常の維持管理を行います。

また、倒木などによる事故を未然に防ぐため、樹木の日常点検や樹木診断を行い、必要に応じた治療を行う体制と仕組みづくりを行います。

ア 自然樹形を生かした維持管理

公園中央部にある樹木は、可能な限り自然樹形に近い形で枝抜き剪定等を行う等、育成を進めます。

イ 倒木などの未然防止（日常点検、樹木診断、病虫害防除）

(ア) 腐朽や病虫害により樹勢が衰えた樹木の倒木、枯枝の落下事故を未然に防止するため、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」

(平成29(2017)年)を参考とし、日常点検のほかに樹木診断・治療を必要に応じて実施します。

(イ) 枯死した箇所や早期除去などの対策を実施します。

(ウ) 利用者が安心して公園を利用できるよう、人や樹木に危害を与える害虫、害鳥に対する防除や駆除などの適正管理を進めます。



写真 枯れた枝を除去する様子

ウ 樹木の計画的な剪定と間伐

(ア) 樹木を健全に育成するため、適期の剪定や開花時期を考慮した剪定・刈込のスケジュールを作成し、手入れ作業を行います。

(イ) 樹勢の衰えが見られる樹木は、定期点検結果などを踏まえ、樹木診断、治療、伐採の判断をし、対処します。

エ 生物多様性への配慮

樹木、草地などの緑を充実させるとともに、生きものが生息・生育に配慮した維持管理を進めることで、生きものが生息・生育する拠点と、これらをつなぐエコロジカルネットワークの形成につなげていきます。

オ 緑のリサイクル

- (ア) 公園の維持管理により発生する落ち葉、剪定枝チップは、花卉栽培農家へ肥料材料として提供します。
- (イ) 遊具下のクッション材として活用するなど、可能な限りリサイクルを図り、地球環境に配慮したSDGsでの取り組みを進めていきます。



写真 遊具下にクッション材として活用している剪定枝チップ

(2) 計画的・効率的な維持管理手法の検討

公園の緑を増やし、樹木を大きく育てていくためには、公園周辺に暮らす住民、公園利用者の理解と協力が不可欠です。

また、より計画的・効率的な維持管理の実現に向け、隣接する緑地空間（街路樹）との連携、公園樹木の維持管理に関する情報のデジタル化を進めます。

ア 区民との協創による花壇等の維持管理

地域の町会・団体等が公園の清掃や草刈等を行う自主管理協定制度、任意団体による公園や緑地の保全活動などを推進します。

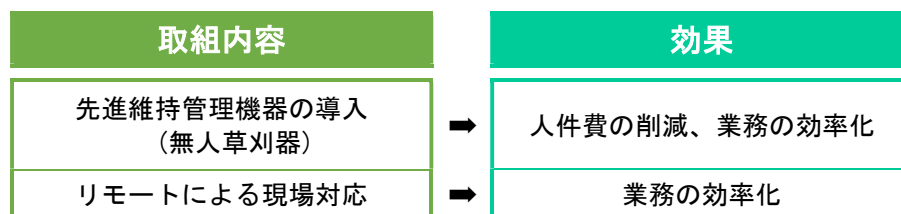
イ 隣接する緑地空間（街路樹）との連携

公園外周部と道路を一体利用できるような整備を行い、除草や剪定の時期を合わせるなど、整備、維持管理における連携を進めます。

こうすることで、剪定作業を減らすことも可能になります。

ウ 維持管理のDXの推進

樹木の剪定や間伐、緑地の維持などを計画的・効率的に進めていくため、活用可能なデジタル技術の動向等を踏まえ、公園ごとに樹木の維持管理履歴をデータベース化し、引き継ぐことができる仕組みを検討、構築します。



(参考) 用語解説

足立区緑の保護育成条例

緑の保護及び育成に必要な措置を講ずることにより、区民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とし、緑化に関する基本計画（緑の基本計画）の策定、樹木及び樹林の保護、建築物の新築・増改築時における緑化などについて定めた条例。

樹木被覆地

上空から見て樹木で覆われた土地のこと。樹木被覆地の面積が区域に占める割合を樹木被覆地率という。

生物多様性

生物の豊かな個性と、それら生物のつながりのこと。

パークイノベーション

だれもが“お気に入りの公園”を見つけられるよう、足立区の公園を変えていくために区が進めている、目的に合わせて選べる公園整備、計画的で効率的な公園改修、公園利用のきっかけづくりなどの取組みのこと。

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。

緑の実態調査

足立区の緑の現状を把握するため概ね 10 年毎に実施している調査。航空機により撮影した空中写真を基にした緑で覆われた土地の面積の判読・抽出、交差点等から見える緑の割合（緑視率）の測定などを行っている。

緑化基準

「足立区緑の保護育成条例施行規則」に定めた緑化の基準のこと。敷地の規模に応じて、地上部の緑化、接道部の緑化、建築物の緑化について、面積、長さの基準を設けている。

緑被地

上空から見て樹木で覆われた土地（樹木被覆地）、草地、農地のこと。これらの総面積が区域に占める割合を緑被率という。